

令和3年度千葉県社会福祉基金事業助成募集要項

1 助成の目的

- 千葉県社会福祉事業を担う法人または団体が行う、
- ①社会福祉従事者等への研修事業
 - ②民間社会福祉活動の推進を目的とする研修事業
- に対する助成を行い、もって県内の社会福祉事業の増進に資することを目的とします。

2 助成対象者

- (1) 千葉県内に主たる活動拠点があり、県内全域を対象として社会福祉に関する事業を行う県単位規模の法人又は団体（地方公共団体は除く）であって、応募時点で法人又は団体が設立されており、過去2年以上の活動実績を有する次の法人又は団体とします。
- ・社会福祉法人
 - ・特定非営利活動法人
 - ・地方公共団体等の出資によって設立、運営される法人又は団体
 - ・その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体
- (2) 採択にあたっては、申請内容を審査したうえで、今回新規に助成申請を行う法人又は団体を優先します。

3 助成対象事業

- 社会福祉の推進に貢献する事業における社会福祉従事者等への研修、または民間社会福祉活動の推進を目的とする研修とします。

※1団体1事業のみ対象となります。また、本申請と同じ事業に対し、県・市町村・共同募金などの補助金、助成金その他公的な助成を受けている又は受けることとなった場合は対象としません。

4 助成対象経費

- 主に、報償費（講師謝金等）、旅費（講師の交通費等）、消耗品費、印刷製本費（当日配布資料の印刷費等）、通信運搬費、借料損料（会場借上料等）等、助成事業に直接要する事業費を対象とします。

※人件費（賃金を含む）及び備品費は助成対象外となります。

5 助成金額

- (1) 総額100万円の予定です。
- (2) 助成金は、対象となる事業費から参加費等の収入を差し引いた額の2分の1と10万円のいずれか低い額を上限として助成します。但し、本会会長が特に認めるものについては、50万円を限度に助成します。

6 審査基準

- ①財務状況 財務規模が小さい団体を優先する。
- ②助成状況 過去に助成を受けていない団体を優先する。
- ③適格性 社会福祉事業の増進を目的とする助成対象事業かどうか。
- ④必要性 現在の福祉ニーズを的確に捉えているか。
- ⑤期待される効果 発展性があり社会福祉事業の増進につながる事業かどうか。

7 応募方法

- 本基金所定の申請書に必要事項を記入し、下記「1 1 申請書の提出先」へご郵送またはご持参してください。申請書は下記照会先記載のアドレスからダウンロードしてください。なお、一度提出した応募書類は返却いたしません。

8 募集期間

- 令和3年1月15日（金）～令和3年2月8日（月）
※郵送は当日消印有効、持参は午前9時から午後5時までとします。

9 選考及び通知

- 令和3年2月下旬頃に当基金選考委員会委員において書類審査を行い、同年3月頃に当基金 運営委員会において決定の上、同年3月末にその結果を書面にてお知らせいたします。

10 その他

- (1) 助成金は、指定の銀行口座等へ振り込みます。
- (2) 助成団体は、助成事業の終了後1か月以内に当該事業の収入支出決算書を添えて助成事業実績報告書を提出いただきます。
- (3) 助成対象事業を実施しない場合や、助成金を申請された事業目的と異なる目的にて使用した場合は、助成金全額を返還していただきます。

1 1 申請書の提出先・問い合わせ先

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4番3号千葉県社会福祉センター2階
社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 総務部総務班 社会福祉基金担当
TEL : 043-245-1101 FAX : 043-244-5201
本会ウェブサイト <http://www.chibakenshakyo.com/>